

配食サービス支援事業 申し込み要項

公益財団法人京都新聞社会福祉事業団

京都新聞社会福祉事業団では、1人暮らしの高齢者や、高齢者だけの世帯に食事を届けている京都・滋賀の民間配食サービス団体、グループに『お米券』を贈ります。当社会福祉事業団への「歳末ふれあい募金」などの寄付金から贈呈するものです。

〔対象〕

1人暮らしの高齢者や、高齢者だけの世帯に食事を届けている京都・滋賀の民間配食サービス団体、グループ。日ごろから配食支援活動を行っている団体、グループに限ります。

〔贈呈内容〕

高齢者1人あたりお米150g相当、人数分の『お米券』を贈ります。（納入業者は高島屋京都店）

※1人の高齢者に対して調理1回分のみを贈ります。申請団体、グループが実施する配食の年間総人数分の贈呈ではありません。

（例）毎月、同じ対象者50人に月1回・年間600食の配食を実施している → この場合は50人分の申請となります。

〔贈呈数〕 7,000人分 （選考の上、申し込み多数の場合は抽選をして贈呈団体を決定します）

〔贈呈について〕

選考結果は郵送で通知のうえ、お米券の贈呈は2019年1月中旬に各団体へ贈ります。

（この取り組みは、市民、企業、団体など多くの皆さまから、当事業団に寄せられる善意をもとに贈呈しています。贈呈を受けられた団体は、京都新聞社会福祉事業団からの「配食サービス支援」を受けている事を、対象者に会報やチラシ・しおりなどでお伝えいただくことを条件とします）

〔申請について〕

- 配食サービスを行っている団体が、直接申し込みください。
- 申請団体の活動内容がわかるものを添付してください。（会報、活動報告書、年間スケジュールなど）
- 日ごろから配食サービスを行っている団体、グループが対象で、その他の団体、グループが実施するスポット的な配食活動は対象になりません。
- 営利を目的とした活動（株式会社、有限会社などが運営する団体など）をしている配食サービス団体、グループは対象になりません。
- 申請された配食人数と実際の配食人数が大幅に違う場合や、配食を実施されなかった場合は、助成を取り消して『お米券』を返却してもらいます。また次年度以降の助成も見送らせてもらいます。

〔申込締切り〕 12月11日（火） 午後5時必着

〔申し込み・問い合わせ〕

申し込みは所定の用紙に記入のうえ、郵送または持参してください。（土・日・祝は休み）

〒604-8577 京都市中京区烏丸通夷川上ル 京都新聞社内

京都新聞社会福祉事業団「配食サービス」係 TEL 075-241-6186

以上